



月報

9

全缶協

(44.9.30 / 6.33 VOL. 8)

目次

9月の行事	1
◇全国食品缶詰公正取引協議会近畿地区委員会	2
◇京阪神缶詰流通改善対策委員会	4
◇全国食品缶詰公正取引協議会常任理事打合会	7
◇在京蔬菜部会	17
マツシユルーム缶詰に関する要望書	19
新物スイートコーン缶詰についての要望書	21
◇果実野菜飲料缶詰関連団体連絡会	22
◇果実部会	24
内販向けみかん缶詰対策について	30
◇普及宣伝部会	36
◇業界記者発表会	38
◇44年度缶詰キャンペーンの中間報告	40
◇フルーツショー開幕	46
缶詰キャンペーン報知	46
朝日女性教室	46
テレビ	49
◇パイン缶開缶研究会の開催	49
会員消息	51
関係団体報知	53
◇第1回公取委との広告、表示問題懇談会	54
◇食品衛生法政、省令改正説明会	54

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

9月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
取引協議会近畿地区委員会	9月 2日	10.00~13.00時	大阪合同ビル	3常任理事他4名
京阪神缶詰流通対策委員会	"	13.00~16.00時	"	25名
取引協議会常任理事会	9月 8日	14.00~18.00時	製缶協会	3常任理事他4名オブザーバー阿江・北田専務
公取委との広告問題懇談会	9月 9日	13.00~16.00時	電通ビル	
在京蔬菜部会	9月10日	13.30~14.30時	北洋商会	13名 末端業者3名
果実野菜飲料缶詰関連団体連絡会議	9月11日	13.30~16.30時	新日本橋ビル	7団体
フルーツショー開幕式	9月13日	14.00~	向ヶ丘遊園地	
食品衛生法政省令改正の説明懇談会	9月26日	13.00~17.00時	食品衛生センター	
果 実 部 会	9月30日	11.00~12.30時	北洋商会	15名
普及宣伝部会	"	13.30~15.00時	"	18名
業界記者発表会	"	15.30~16.00時	"	記者10名 会長、副会長専務

全国食品缶詰公正取引協議会 近畿地区委員会

日 時 昭和44年9月2日 10:00～13:00時

場 所 大阪合同ビル 地下1階第2会議室

- 議 題
1. 一般情勢報告
 2. 規約および規則に関する件
 3. 委員長および副委員長選任の件
 4. 近畿地区委員会の運営に関する件
 5. そ の 他

43年11月26日、全国食品缶詰公正取引協議会が創立して以来、地区委員会はいずれの地区（8地区）も委員会は開らかれていなかつたが、公正競争規約が認定告示された昨年9月2日から満1年目のこの日、近畿地区委員会がはじめて開催され、委員長、副委員長を選出、地区委員会の第1号が誕生、正式に発足することになつた。

この日、公正取引委員会側からは大阪地方事務所長山田辰男氏、同事務官岡本孝氏の出席を得、近畿地区委員16社（パッカー側10社、問屋側6社）により、今後の運営に関し協議した。

※ 委員会の概要

1. 一般情勢報告、規約および規則等について

一般情勢報告ならびに規約および規則に関する件は、隅野常任理事が説明報告を行なつたが、説明要旨は次の通りである。

- 1) 協議会会員数は 402 社でその内訳は製造者 311 社。商社、問屋 69 社。製缶 11 社。団体 11 団体。
- ロ) 9月 2 日現在の旧版手持空缶（改正しなければならない空缶。たゞし届出によりその使用が認められる）の報告があつたもの 250 工場。函数にして 220 万缶。
- ハ) 表示を改めなければならない印刷缶の内訳は、①食品添加物に関する表示を必要とするもの、②形状が統一用語になつていないもの、③配合割合の表示がないもの、④品名が主要部分の外にあるもの、⑤原材料名を示していないもの、⑥特選の用語以外の表示をしているもの。以上いずれかのケースに触れているものが多い。

2. 委員長、副委員長の選出

委員長、副委員長は委員会規程によると各 1 名を委員のうちから互選することになつております。選考委員 7 名（選考委員長大橋庄三郎氏）で選考の結果、次の通り決定。

委員長 野田 喜三郎 （野田喜商事）

副委員長 堀口 晃 （紀州食品）

なお近畿地区委員会の委員のメンバーは次の通りである。

中利缶詰株 和歌山缶詰株

藤田缶詰株 南海果工株

磯じまん株 大橋株

阪急共栄物産株 寿産業株

株 明治屋食品工場 ◎野田喜商事株

エム・シーシー食品株 祭原

クマモト食品工業株 長井藤商店

○紀州食品株 加藤産業株 計 16 社

3. その 他

近畿地区委員会の連絡所は日本缶詰協会関西支部とし、運営費用については一部に会費制の意見もあつたが、今後の進行状況に応じあらためて検討することになつた。

京阪神缶詰流通改善対策委員会

日 時 昭和 44年 9月 2日 13.00～16.00時

場 所 大阪合同ビル 地下1階会議室

議 題 (別紙 1)

出 席 大阪缶詰同業会、京都缶詰卸業協会、神戸缶詰同業会、のメンバ
ー 25名。

[オブザーバー]

北田久雄、阿江伸三。

※ 委員会の概要

本委員会において缶詰返品問題対策実施につき各地区別報告が行なわれたあと、配布文書(別紙2)の内容を検討、これを決定した。

なお関西地区は東京地区のように2/1000歩引きは時期尚早の意見が強く、時間をかけて今後検討してゆくことになつた。

また文書配布について費用負担がどうなるかを協議したが、大阪地区は寄附金制、あるいはブランド所有店負担等の意見が出て結論を得ず。おつて検討することとなり、文書配布の地区別必要枚数を事務局に知らせたうえ全体の予算を割りだすことになつた。

なお凹缶の発生に関しては特に輸入パイン缶と全般的にフルーツ缶のタテ函が多いとの発言があり、特にパイン缶については神戸港陸揚げものに多く見られ。

問題とされたが、野田喜商事社長野田喜三郎氏はデータをもとに大要次の通り語つた。

「パイン缶の凹缶についてはいずれ全国パインアップル缶詰内販会の会議の席上で発言しようと考えているが、陸上げされてからの打検に問題があると思う。たしかに打検したうえでラベリングされるものにはその発生率は少ないうが、無打検のまゝで売られているケースが相当あるよう見受けられ、それ等のものに凹缶が多いことが明らかとなつた。（以上データをもとに説明）

調査の結果、私は打検賃を払つても打検をやるべきであるという意見を持っている。」

〔別紙1〕

〔協議事項〕

京阪神缶詰流通改善対策委員会
昭和44年9月2日(火)午後1時
(大阪合同ビル地下1階第2会議室)

1) 缶詰返品問題対策実施についてのその後の推進状況報告

1. 大阪中央、木津、鶴橋、天満各卸売市場 缶詰卸店との懇談会開催経過報告。
2. 東京都。その他の地区の状況報告。

2) 今後の推進について

1. 文書配布の時期
2. 経費の負担方法

3) その他

以上

〔別紙2〕

昭和44年月日

缶詰卸販売業者各位

京阪神缶詰流通改善対策委員会
大阪缶詰同業会
京都缶詰卸業協会
神戸缶詰同業会

拝啓 貴社(店)いよいよご隆昌の段賀上げます。

日頃は種々ご高配に預り有難くご厚礼申しあげます。

さて、この度当団体は食料缶詰の返品について十分研究討議を重ね、全国缶詰問屋協会、日本缶詰協会、日本製缶協会等の同業他団体のご協力を得て、缶詰取引の流通段階における業務の合理化に寄与し、“缶詰の返品”についての取引慣習の改善を期したく、我々卸業者が一致団結して末端ご販売店各位に対し、別紙のとおり趣旨徹底を図りたいと存じますので、事情よろしくご諒承賜りご協力のほど幾重にもお願ひ申しあげます。

敬具

〔別紙3〕

昭和44年月日

御販売店各位

京阪神缶詰流通改善対策委員会
大阪缶詰同業会
京都缶詰卸業協会
神戸缶詰同業会

(缶詰御販売業者)

毎度有難うございます。

日頃は缶詰の販売に格別ご尽力を賜り有難く厚くお礼申しあげます。

缶詰のご返品についてのお願い

1) ポーチヨー、変敗等の食べられないもの

勿論従来どおりお引き取りさせていただきます。

2) 値札ばかり又はマジックインキで値入れのもの、棚ざらし品等

これ等のご返品はお断りいたします。

3) 凹み缶およびさび缶

内容には何等影響はありませんので、ご販売にご協力をお願いいたします。

全国食品缶詰公正取引協議会

(第2回) 常任理事打合会

日 時 昭和44年9月8日 14:00～18:00時

場 所 日本製缶協会 応接室

議 案 1) 施行規則の改正について

2) 規約および施行規則の運用上の解釈に関する事項取扱いについて

3) 地区委員会の開催について

4) 旧表示印刷缶在庫調査について(9月1日現在)

5) 市販品の表示実態調査について

6) 全広連会議について

7) 庶務事項

① 9月1日現在収支概要

② 会員の移動並びに現在数

8) その他

① 公取委に対し最近の缶協開缶リサーチにおける表示の実態

報告と改版製品の提出について

出席 隅野勇、阿江伸三、北田久雄の3常任理事外、東峰勝雄、山崎力、
井上忠三郎、渡辺繁太郎の各氏。

※ 打合会の概要

1. 施行規則の改正について

〔みかんブローケンについて〕

日本蜜柑缶詰工業組合より協議会にて①規則第3号第9条第2項によるみかんブローケン缶詰（併用品）内容量基準②同規則第3号別表3形状の項につき第1案および第2案が示されいづれかに改めたいとの要請があつたのでこれを検討した。

日本蜜柑缶詰工業組合要請による協議会規則第3号第9条第2項、同号別表3の一部改正の申請内容は次の通りである。

〔第1案〕

① 規則第3号第9条第2項によるみかんブローケン缶詰（併用品）
内容量基準を次のように定める。

かん型	固形量(グラム)	内容量(グラム)
2号	520	820
5号	190	300

② 規則第3号別表8形状の項を下記のように改める。

品目	現行基準	改正基準
みかん	切損し若しくはつぶれた 果肉粒であつて、原形の 2分の1以上をたもつ果 肉粒にあつては「ブロー クン」と示すこと。	こわれた果肉粒であつて原 形の2分の1以上をたもつ 果肉粒が固形量の85%ま でのものにあつては「ブロー クン」と示すこと。

〔第2案〕

① (第1案)と同じ

② 規則第3号別表8形状の内みかんブローケンの基準について、こ
れが運営に際し、次のような実情を考慮ありたい。

ブローケン果粒詰にあつては肉詰後の処理工程或いは製品の輸送
途上において果肉粒の断片又は細片の発生することは避けられな
い実情にあり、これらの混入許容率を15%まで認められたい。

以上の2案につき打合せを行なつたが、蜜柑缶工組の要望の第2項
は第2案の考え方を支持したい意見が多かつた。その主な理由は次の
通りである。

① 規則をただちに変更することは好ましくない。

② 公取委に対しても現在の規則より品位を下げるとの印象を与
えることにならないか。

③ 許容率はむしろ品質規格に属する分野であり、第1案のよう
におもてにうたい込むと他の品目にも同様のケースがもちあ
がる可能性がある。

④ アロアンスの問題であり、これは時の流れによつて変ること
も考えられそうした性質のものをはつきりおもてに書き込む

ことはどうか。

- ⑤ 第1案でゆくと例えばまぐろ、かつおの「チヤンク」にフレークが入つてよいかということになる。
- ⑥ いざれにしてもこれは表現の違いであり。取り敢えず現行基準でゆき、許容率は内規でうたえばよいのではないか。そのためには一応事務局で内規の案を作成して見てはどうか。
- ⑦ 第1案にすると心ないメーカーは現行より品位を下げたものを造るようになる。

およそ以上のような意見が出されたが、北田常任理事はこの件に関しては第1案のようにはつきり条文の中にうたい込むよう主張した。その要旨は次の通り。

- ① 第1案のようにはつきり改正しない限り販売業者としては蜜柑缶工組のこのたびの意匠統一に協力できなくなる。
- ② 内規運用ではかえつて違反品の出回る可能性があり、もしそのようなものが出来た場合だれが責任を取るかという問題も生じてくる。
- ③ 規格の分野であるとの考え方もあるが、ブローケンはJAS規格になく、規則にうたい込むことは何等差支えないと思う。
- ④ すでに余裕期間もないで早急に結論を出す必要がある。

検討の結果、一応内規（案）も作成してみて、さらに協議することになつた。

なお1項の内容量はJAS規格のサイズものと同じであるので問題なしとの意見であり、またブローケン印刷缶の説明文「本品は身割れした果肉（ブローケン）を詰めたお徳用品です」についても異議はなかつた。

[内容個数について]

たとえば桃。洋梨缶の場合、JAS 規格では個数表示をすることになつており、これに対して規則では示さなくてよいとされている。このことにつき業者の一部に JAS では個数の説明をすることになつているからそれに従いたいとの意見があり、協議会としてはどういう姿勢を取ればよいかを話し合った。しかしこの点については JAS 受検するものは別としてそうでないものは書かなくてよいことにしたいとの見解であつた。例えば全糖表示についてもブランドによつては全糖を表示しないいたまえを取つているものがあり、規則通りの姿勢で進める方針である。

[特選表示について]

特選表示は現在の規則では全糖、人甘併用のいずれを問わず表示できることになつてゐるが、日缶協田上会長の意向として人甘ものに特選表示をすることは遠慮して欲しいとの希望があつたといわれる。この件につき意見交換したところ、協議会としては今後の指導で自発的に協力される方向で地区委員会などのムードを高めたうえで結論づけてゆこうということになつた。

[アスパラガスのグリーンについて]

アスパラガスのホワイトにあつては現行規則では『乳白色のもの又は乳白色のものと頭頂から全長の 20% 未満の部分が淡緑色のどん莖を混合したものにあつては「ホワイト」』と示すことになつてゐるが 20% 未満の淡緑色のものは日がたてば白くなるといふものの検査する時点においては旧来のペールチップドではないか。従つて前規格の選別詰、混合詰を復活されたいとの意見が一部にあつたと言われるが、協議会としてはあまり実害がなく、またその他の品目についても同様に言えることだが今後少くとも 1 年間は若干の無理があつたとしても規則の改正は容易に行なわないようにしたいとの話し合いがなされ現行規則通りとなつた。

2. 規約および規則運用上の解釈に関する事項の取扱いについて

規約、規則の運用上の解釈に関する事項の取扱いについてはかねてから公表すべきかどうかが問題をされていたが、常任理事会で検討した内規事項をすべて公表することは場合によつてさしきわりとなるケースが多いため、いちいち発表するかたちは避け、特に異議があれば申立てて欲しいという取扱いにし、内規は指導基準であるとの建前を取ることになった。

3. 地区委員会の開催について

9月2日近畿地区委員会がはじめて開催されたが、その他の地区も引き続き開催する必要があり、次回は中部地区委員会を一応予定することになった。

4. 旧表示印刷缶在庫調査について

旧表示の印刷缶は公正競争規約施行の日前、すなわち去る3月1日において個々の報告により在庫調査がなされているか、さらに半年後の9月1日を目安としてもう一度在庫をチェックしようという姿勢が取られていた。しかしそれでその時期も来ており、検討した結果協議会としては在庫調査は一応9月1日現在を時点として報告を集めることになった。この在庫状況は公取委に連絡される。なお食品かん詰の表示に関する公正競争規約附則（猶予期間）の規定に基づく規約第3条の規定の適用を除外する規定（案）として次の条文が示された。

〔全国食品缶詰公正取引協議会施行規則（案）〕

食品かん詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）附則の規定に基づき、規約第3条の規定の適用を除外する規定を次のとおり定める。

第1条 食品かん詰のうち、その標示が必ずしも規約第3条の規定に適合しないが、一般消費者に誤認をあたえるおそれがないと認められるものに

あつては、規約第3条の適用を除外することができる。

- (1) 規約施行の日以後であつて、6月を越えない範囲内において、施行の日前に製造した印刷空缶を使用して製造した食品かん詰および規約施行の日以後製造した印刷空缶を使用して製造した食品かん詰
- (2) 規約施行の日から6月を越えた日以後であつて、全国食品缶詰公正取引協議会（以下「協議会」という。）の總会で定める日までに製造した食品かん詰

第2条 前条第1号の規定の適用を受けようとする事業者は、その旨を記載した書面を協議会長あて提出し、その承認を受けるものとする。

前条第2号の規定に該当する食品かん詰を製造する事業者は遅滞なくその旨を記した報告書を協議会長あて提出するものとする。

5. 市販品の表示実態調査について

表示実態調査の目的は規約、規則にその表示が合っているかどうか、また内容と表示が適合しているかどうかをチェックすることにあるが、調査方法は次のようなかたちで行なわれる。

① 対象品目および数量

全品目を対象とし、次の分類により1品目の1ブランドについて1缶あて審査

① 国産製品

② 輸入品

② 開催回数

年2回（1回2万円予算）

なお本年内に1回行なう予定。

③ 開催地、会場

開催地は東京、大阪

④ 審査方法

① 公正競争規約の規定にもとづき表示事項を審査する。

② 表示に關し一般参加者の意見取りまとめ。

⑤ 出席予定者

製造業者、販売業者、製缶業者、公取委、農林省、関係組合団体、消費者団体。

6. 第1回公取委との広告問題懇談会について

社団法人全日本広告連盟主催による第1回公正取引委員会との広告問題懇談会（表示に関する公正競争規約中心の懇談）に協議会として出席するにあたり、あらかじめ発言内容の打合せを行なつたが、主として協議会の運営状況について日缶協隅野専務理事が説明することになつた。

7. 麻務事項について

① 9月1日現在収支状況

② 会員の移動ならびな現在数について事務局より次の通り報告あり。

収 支 現 態

4.4.9.5 現在

収入の部

科 目	予 算	収 入	対 比		摘 要
			増	減	
繰 越 金	26,100	26,100			
会 計	300,000	210,000		90,000	団体加入 20,000×3
雜 収 入	1,000	90,000	89,000		加入金 3口分
計	327,100	326,100		1,000	

支 出 の 部

科 目	予 算	支 出	対 比		摘 要
			増	減	
事 務 費	25,000	13,600		11,400	
会 議 費	65,000	31,240		33,760	5/19 理事会總会費
印刷消耗品費	100,000	22,450		77,550	
通 信 費	40,000	30,027		9,973	
旅 費 交 通 費	30,000	0		30,000	
製 品 買 上 費	40,000	0		40,000	
雜 費	27,100	0		27,100	
計	327,100	97,317		229,783	

差引残 ￥228,783.—は協和銀行普通預金に

会 員 現 況

業 種	4 4.8.31	加 入	4 4.9.5 現在
製 造 業 者	308	3	311
販売及び輸入業者	68	1	69
容器製造業者	11		10
事 業 者 団 体	8	3	11
計	395	7	402

製 造 業 者

福 岡 県 野中缶詰製造所

静 岡 県 静岡県柑橘連

熊 本 県 菊鹿農業協同組合

内販業者

石川県 金沢乾物株式会社

団体

日本パインアップル輸入協会

日本農産缶詰輸入商社協議会

沖縄パインアップル缶詰輸入協会

なお議事録を全会員に送ることは通信費がかさむため今後はその要点をまとめたものを郵送することになつた。

その他検討事項

1. 魚肉野菜煮、フルーツみつ豆などで、基準以上に配合された原料の実際量を表示することの可否。

※ フルーツみつ豆等の配合割合の表示については全缶協規格部会でも検討されたが、例えばこのフルーツみつ豆の場合「果実25%以上」とだけ示すようになつてゐる。しかし製品によつて実際に果実の比率を35%あるいは88%以上使用しているものがありこれらのは内容と一致した表示をするものであるから許されてよいのではないかという意向が多かつた。協議会においても大体そういう姿勢を取ることになつたが、一応農産缶工組の意見をきいて見ることとし、そのおり野放しとすることも問題があるので、パーセントの表示は2段階位で考えられないかを検討してもらうことになつた。

2. 漂白剤、酸化防止剤、発色剤の表示について

※ 現在の公正競争規約の添加物標示については合成甘味料添加、合成着色料添加、合成保存料添加、合成殺菌料添加、合成糊料添加となつてゐるが今回の食品衛生法の改正で新たに漂白剤、酸化防止剤、発色剤

が追加され。この3添加物は表示を「添加」とするか「使用」とするかを検討した。その結果主として製品自体に添加したものに対し「添加」とし、製造工程中に使用したものは「使用」が妥当との話合いとなり、漂白剤、酸化防止剤、発色剤についても「使用」に統一しようという話合いがなされた。

3. シラップづけの表示について

※ シラップづけについては日缶協の規格表示委員会では全糖のみとしたいとの話合いとなつてるので協議会としてもその姿勢をとる方針である。

4. 純正食品と示すことの可否

※ 「純正食品」と表示したい希望をもつてゐる向きがあり、この件を検討したが、一応定義づけし、この表示ができるよう取りはからうことになつた。

在 京 蔬 菜 部 会

日 時 昭和44年9月10日 13:30~14:30時

場 所 墨北洋商会 7階会議室

議 案 ① マツシユルーム缶詰漂白に関する件

② そ の 他

※ 部会討議の概要

マツシユルーム缶詰の漂白問題については、生販、両者の間で過去数回にわたり検討がなされ、段階的に無漂白に改めてゆこうとの方向が示されていたが、このほどの食品衛生法改正により表示を義務づける食品添加物として「漂白剤」

「発色剤」「酸化防止剤」が新たに追加され、従つてマッシュルーム缶詰等の製造で漂白剤を使用した場合にはその表示が必要となつた。メーカー側ではこれを機会に無漂白で製造することに統一したいとの意向が強く、全国マッシュルーム缶詰協議会より販売サイドの意見を聞きたいという要請があり、この緊急在京蔬菜部会開催となつたものである。

なおこの部会にオブザーバーとして直接販売に携わる末端業者の代表を招き参考意見を聞き慎重に協議したうえこの部会の結果は中部、西部地区蔬菜部会員にも報告し協力を得ることになつた。

1. マッシュルーム缶詰の漂白について

食品衛生法の改正によつて漂白剤、発色剤、酸化防止剤の3添加物が新たに表示が義務づけられたことにより、消費者も添加物の表示に関しては注目しており、また厚生省としても取締りの面では今までよりもさらに厳しくなると考えられる。そこでこの際はつきりと無漂白に統一することができないかどうかをこの部会で検討した。

その結果では全員が無漂白の一本で足並みが揃うならば異存はないとの結論となつた。ただ無漂白の場合色にむらが出るがそれをどのようにするかといった問題があり、また無漂白一本にしたとしてもあまりに黒いものであつては消費面からいつて好ましくないと意見も出されこれを技術的にどう解決していくか研究の余地ありとの声もきかれた。ある向きでは漂白剤を使用しないかわりに酸化防止剤を使用することもあると言われるが、その場合逆に「酸化防止剤使用」の表示が必要となるので出来ればビタミンC等を使用することにより解決できないかとの意見もあつた。いずれにしてもメーカー側で無漂白一本の製造が決れば全缶協側もそれに歩調を合わせることが確認された。なお全国マッシュルーム缶詰協議会、日本農産缶詰工業組合、マッシュルーム部会宛に全缶協の要望書を提出することになつた。

またメーカー側で無漂白問題が協議されたあとメーカー・サイド、と全缶協側の主だつたメンバーにより会合を開き、さらに周知徹底を図る運びとなつてゐる。

2. 新物スイートコーン缶詰について

すでにスイートコーン缶詰の製造も開始されているが、原料価格が高騰しており、輸入物との関連もあつて、先行き販売の面から心配され、原料高騰には十分慎むようメーカーに訴える必要があるとの希望があり、スイートコン缶詰の関係団体に要望書を提出することになつた。

「マッシュルーム缶詰に関する件」、「新物スイートコーン缶詰について」の要望書次の通り。

部発第155号

昭和44年9月13日

全国マッシュルーム缶詰協議会

会長 高草木 雅雄 殿

日本農産缶詰工業組合

マッシュルーム部会

部会長 大平秀雄 殿

全国缶詰問屋協会

マッシュルーム缶詰に関する件

拝啓 貴会ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、標記の件につき去る9月10日在京蔬菜部会を開催し、席上直接消費につながる末端販売業者をも招きその意見もおききしつつ検討致しまし

たところ下記のような結論を得ましたのでお知らせ致します。

なお下記要望事項は在京蔬菜部会で結論を得たものでありますが中部、関西地区の全缶協蔬菜部会員及びその他ブランド所有の会員店には在京蔬菜部会の結果を連絡し販売業者の足並みを揃えることとなりましたので、貴会におかれましてもご検討のうえよろしくご協力賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. マツシユルーム缶詰はこの際無漂白製品のものを取扱うことに統一したい。ただし業界挙げて同一歩調を取ることが前提条件であり、その姿勢がとれない場合かえつて市場の混乱を招く結果となる。
2. 無漂白に統一する場合特に品質向上に留意ありたい。末端業者の意見も無漂白一本とする場合できるだけ白くとの希望が強く、鮮度のよい原料選別が必要とされる。

なお最近マツシユルーム原料は全国的に高値ムードにあると見受けられますが、現在の市況から見て無漂白ものに統一した場合当然台湾ものとの競合が懸念されますので原料価格には慎重なるご配慮を賜わりたくお願い申しあげます。

以 上

庶発第170号
昭和44年9月13日

日本農産缶詰工業組合
スイートコーン部会
部会長 佐々木 久治 殿

北海道缶詰工業協同組合

理事長 雉 永 勝三郎 殿

全国缶詰問屋協会

新物スイートコーン缶詰について

拝啓 貴組合ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、新物スイートコーン缶詰の製造もいよいよ開始となりましたが、本年の作柄は天候不順等により昨年度より減産予想であると伝えられ、原料価格も高騰気配にあります。

現在ヒネものは払底し、新物待ちとなつてゐるだけに生販いすれを問わず慎重に対処すべき時点にあると考えられますが、もし原料が異常高値に推移した場合、ニュージーランド等から自由に輸入されている無糖のものが相当量出回ることは明らかでありまた加糖ものといえども過去1年間の輸入量の倍増ということも懸念されます。いままであまり輸入ものに影響されることがなかつたのは国産スイートコーン缶詰が市況に見合つた価格で販売されていたこと、しかも需要に対する供給量が潤沢であつたという二点があげられます。新物スイートコーンの原料高騰を許すような結果に終つた場合、当然輸入ものが大量出回りとなり、市場を圧迫することになると予想されます。

つきましては貴組合には原料価格の適正化に格別のご配慮を賜わりたくお願い申しあげる次第であります。

敬 具

果実野菜飲料缶詰関連団体連合会

日 時 昭和44年9月11日 13:30～16:30時

場 所 新日本橋ビル8階 会議室

議 題 ① トマトジュースの錫異常溶出問題に関する経過報告
(全国トマト工業会)
② 錫異常溶出の対策について

出 席 日本果汁協会、全国トマト工業会、全国清涼飲料工業会、日本果汁農協連、日本缶詰協会、日本製缶協会、全国缶詰問屋協会、各事務局。

☆

☆

☆

まず全国トマト工業会の石川専務理事より今回のカゴメ株トマトジュース缶詰の錫異常溶出事故に関し大要次のような経過報告があつた。

「去る8月16日岡山県倉敷市で一消費者からカゴメトマトジュース1缶を購入し飲用したところ、中毒症状をおこしたとの届出が倉敷保健所にあり、県衛生研究所で分析した結果21本中14本が食品衛生法の許容基準150PPmを上回つているものがあつた。同社ではすぐこれに対する処置を行なつたが、8月28日に東京でも同社製品を飲んで下痢症状をおこしたという訴えがあり、8月29日、同社は取締役会を開き、全面回収を決定し、30日関係官庁へその旨報告を行なつた。

錫溶出対策については工業会においてその実施要領を設け、それにもとづいて製造しているが、それでもなお事故が発生したため、今までの実施要領の再検討をして見なければならない立場に置かれている。

岡山の地方紙には8月22日、この事故について大きく報道され、検出の結果400～600ppmもあつたと発表されたが、実際検査したところでは

最高が204 ppmのものであつた。

また愛知県で同じ日のものを分析したところでは最高が105 ppmで心配なしの証明書まで出され、都府からも異常なしの新聞発表も行なわれたが、これらを通じて考えられることは分析の方法に疑問があるということである。なにか発表をせかせかやつた感があり、新聞発表等は慎重でありたいむねを要望したい。一度検出したうえさらに検討するという姿勢が欲しい。

今後は検出法を全国的に統一し、業界、役所関係の技術者が一緒になつて分析にあたる運動を推進したい。」

以上のような意見を述べたが、現在厚生省では重量法と容量法（いずれも応用分析）を検査指針（指導基準）にしており、この方法は結果判定までに相当時間が必要とされている。しかしその外にも比色法（出先機関等が主として常用）ポーラロ法（機器分析＝基本分析）、原子吸光法（光学的測定）があり、特にポーラロ法、原子吸光法は40分程度で結果が得られるので今後は現在の公定法はそのままとし、これにポーラロ法をおりこみ、さらに原子吸光法をサブとして添えるように働きかけたいとの意見が出された。

それにはまず業界で分析小委員会（仮称）を設け検討することに意見一致し、委員には次の各氏が内定、初会合を9月中旬に開催する運びとなつた。

〔分析小委員会メンバー〕

食品短大→堀井、岩本。東洋製缶→石原。大和製缶→大橋。日缶協→平野、妹尾、森。果汁農協連→高沢。全国清飲→齊藤。トマト工業会→大内。齊藤。果汁協会→藍。以上12名。

なお、その他に次のような発言があつた。

- ① 現在の許容基準150 ppmが病理学的にどのような根拠があるか。
- ② ppmはむしろパーセントで表現する方が一般的に理解し易く、150 ppmは0.015%と表現するようにしたい。
- ③ 錫に毒性があるとか、事故のあつた場に中毒症状を起したとかの表現が

使われるか、果して「毒」として取扱つてよいかどうか問題がある。

- ④ 今後は情報提供することも必要である。

果 実 部 会

日 時 昭和44年9月30日 11:00~12:30時

場 所 横北洋商会 7階会議室

議 題 1. 桃缶詰等の情報交換の件

2. そ の 他

※ 部会討議の概要

桃缶詰も異常高値のうちに終了したが、その生産状況、今後の見通し等につき情報交換を行なつた。まず本年の桃缶生産状況について情報交換したあと黄桃缶の輸入と今後の市場の見通し等を検討しついで蜜柑缶工組から協力の要請があつた。内販みかん缶詰対策について全缶協としての意見統一を行なつた。

1. 桃缶詰の生産数量について

先ず製缶筋の数量を基礎にして検討が行なわれた。

〔白桃・黄桃の生産数量〕

東 北 地 区	260~265万缶
関 東 ・ 甲 信 越	55~58 "
静 岡	165~170 "
西 地 区	60 "
合 計	540~558万缶

(うち黄桃缶55~58万缶)

なお作年の生産数量は480万缶(うち黄桃缶67万缶)となつてゐる

が、本年の桃缶生産のブランド別、缶型別割合は次の通りである。

〔ブランド別割合〕

水産会社	11.4%
製 葉	11.8%
商 社	5.3%
問 屋	27.5%
バツカ一	44%

〔缶形別割合〕

併用 /&10	2%
" 2号缶	8%
" 4 "	35%
" 5 "	10%
全 糖	35%
黄 桃	10%

意見交換の結果全缶協としての見方は製缶筋の見方と大差なく、560万～570万缶見当であるが、黄桃缶は予想外に生産が伸びており、70～80万缶の間ではないかとの意見もあり、少なく見ても昨年実績の67万缶よりは増産されていることは確実との見方がなされた。

2. 黄桃缶輸入状況について

輸入窓口商社のほとんどが輸入黄桃缶を手がけ意欲旺盛である。輸入商社は8社～10社と見られ米国だけで50万缶以上が見込まれ昨年の2倍に近い数字が年内に輸入されると見られる。価格も内地に比べて格安であり、2号缶大卸相場で130円。内地が160円とすると35～40円の巾が1缶で生じ、業務用筋でもこれだけの格差があればスタンダードクラスでも十分に使えこなせる計算になり現実に食堂、喫茶店などに活発な動きを見せている。

缶型は2号缶を中心であるため、内地黄桃缶の2号缶が圧迫される懸念がある。しかし輸入黄桃缶が直接白桃に影響することはないだろうとの見解もあつた。

3. 本年度桃缶詰の問題

桃缶詰は41年度の高値、過剰生産による暴落で大きな打撃をうけたが、それが反省材料となり42年、43年と安定化の道をたどつていたものの本年度はふたたび未曾有の原料高でしかも増産となつた。そのため製品価格も1次、2次、3次と改訂を余儀なくされ予想もしなかつた事態のうちに終了となつた。この原因としては、チェリーの過熱ムードから始まり、そのまま白桃、黄桃に移行して生産意欲が極めて旺盛であつたこと、福島地区がピークらしいピークなしに進行し原料高を招いたこと、さらには原料買い付けにあたつての施策が欠けていたため商人に利用された面もあり、これらが原料高騰の原因となつた。仮りに原料高としても製品がそれだけ高く売れメーカーが儲かつたということであれば問題はないが、結局高値のために輸入物によつてそれがくつかえられるということは問題とされるべき点である。

今後の問題としては国際価格といつた基本的な立場から原料価格を決定すべきであり、それには窓口一本にした県単位による買付け機関をつくる以外に方法はないとの意見も聞かれた。

4. みかんブローケン統一意匠について

みかん缶ブローケンの件に関しては8月21日在京樂実、規格合同部会で検討を行ない「みかん缶詰ブローケン意匠統一についてお願いの件」の要望書（月報8月号掲載）を蜜柑缶工組に提出したがそのなかで『ブローケンの品質基準については現行公正競争規約「別表3形状みかん」の項の改正が必要

である。』との姿勢であり、取引協議会の検討待ちであつたところ協議会の常任理事会では①規約の改正、②内規で規定、という2案が出され検討の結果②案で進めたいとの意向が示された。

しかし全缶協としては内規による場合仮りに違反品が出たときその責任を誰が取るか。そういう不安の残る状況であつては蜜柑缶工組の要請にも協力できなくなるためさらに取引協議会の動向を期待していたところ、同協議会では公取委よりの文書による確認を得るとこどとなり改正したと同様の裏付けがなつた。

協議会、公取委のとりかわされた文書内容は下記の通り。

公取協発第32号

昭和44年9月20日

公正取引委員会

景品表示課長 中村雄一 殿

全国食品缶詰公正取引協議会

会長 田上東稻

みかんかん詰のブローケンの果肉断・細片の混入について

わが国のみかんかん詰の生産は、年々伸長いたしております。43年度には、1,129万箱を示しております。

さて、みかんかん詰の製造に際して、全生産量にたいし約10%にあたるブローケン（原形の $\frac{1}{2}$ 以上を保つ果肉粒）のみかんかん詰が副産物として生産され、商品として流通いたしております。

従来、これらブローケンのみかんかん詰は形状を示す「ブローケン」の表示方法、図柄などブランドごとに区々ありましたため、ともすれば消費者に

標準品であるかのごとく誤認をあたえるおそれがある事例が見られた次第であります。

今回当業界では、「食品かん詰の表示に関する公正競争規約」にもとづく表示の適正化の一環として、全国で生産されるブローケンのみかんかん詰の「ブローケン」の文字の大きさおよび表示箇所ならびに図柄を別添レペル見本のとおり統一いたすことに申合わせました。

「ブローケン」は、食品かん詰の表示に関する公正競争規約施行規則により、原形の $\frac{1}{2}$ 以上を保つ果肉粒と規定いたしておりますが、ブローケンのみかん缶詰中には、製造工程中において混入し、さらに輸送保管中に発生する果肉の断片ないし、細片は、10～20%におよぶ事が認められておりますので、今後、これらの果肉断・細片の混入許容量は固形量の15%以下との方針を決めました。

以上の理由により、本公正取引協議会では、食品かん詰の表示に関する公正競争規約施行規則別表3形状の品目みかんの下記基準の適用にあたり、「果肉断・細片の混入許容量を固形量の15%以下とする」とし、あわせて品質管理の徹底を図ることとして処理いたしましたく存じますので、ご高含のうえ賛意ご垂示賜わりたくお願い申しあげます。

敬 具

記

食品かん詰の表示に関する公正競争規約施行規則別表3形状

品 目	基 準
み か ん	切損し若しくはつぶれた果肉粒であつて、原形の2分の1以上をたもつ果肉粒にあつては「ブローケン」と示すこと。

以 上

昭和44年9月29日

全国食品缶詰公正取引協議会

会長 田 上 東 稲 殿

公正取引委員会事務局

取引部景品表示課長

みかんかん詰のブローカンの果肉断・細片の混入について

昭和44年9月20日付で申し出のあつた標記の件については、当委員会として、その内容について諒承しました。

については、貴協議会におかれでは、会員に対し、その趣旨について十分衆知徹底するよう努力し、違反調査を実施し、万全を期されるよう希望します。

これをもとに話し合いの結果、全缶協では蜜柑缶工組の「ブローカン統一意匠」にて同一歩調で協力していく方針がとられることになった。

5. 内販みかん缶全面JASについて

蜜柑缶工組で打ちだしている、ホールものについての全面JAS受検については同工組において員外者にも協力を積極的に呼びかけJAS非認定工場に対する対策も打ちだして、メーカー側の周知徹底を図っているが、全缶協もこれに協力していくことが確認された。

なお内販みかん缶の全面JAS実施に当たり、早生ものは格落対象品となるものが多いいため、早期生産は慎んでゆきたいなどの話し合いがなされた。

蜜柑缶工組の総会で決定をみている内販向けみかん缶詰対策についての内容

は次の通りである。

内販向けみかん缶詰対策について

A ホールものについては全面的に JAS の検査を受けること。

(JAS に合格しないホールものは製造しないこと)

(1) 検査上の問題と処理

- (イ) 検査協会は臨時検査所の設置及び人員の配置等を行なつて JAS の受検作業が取引に支障を与えないようとする。そのためパッカーは 10月 15 日まで受検予定数を最寄の同協会検査所に連絡すること。
- (ロ) JAS マークが印刷されていない JAS 合格品には缶ぶたに JAS マークを印刷する。
- (ハ) 非認定工場に JAS マーク印刷缶の使用を認める場合の取扱は、別に定める要領による。
- (ニ) 非認定工場は極力数量をまとめるか、他の非認定工場と連絡を取り、受検日を定めて検査を受けること或は受検場所を選定し、その場所でまとめて検査を受けることが望ましい。
- (ホ) 非認定工場は認定工場になるよう手続きすることが望ましい。

(2) 製缶上の問題

- (イ) JAS マークの印刷されていない手持空缶と JAS マークを胴に印刷することが改版能力上間に合わない空缶については、4 年度に限り缶ぶたに JAS マークを印刷する。
- (ロ) 缶ぶたに印刷する JAS マークの大きさは、外円の直径 25 ミリメートルとする。(製缶協会より各製缶会社に連絡済)

B プローカンについては品質基準(別紙)に基いて製造すること。

(1) 品質基準関係

(1) 品質基準の一部を次の通り改める。

「原形の2分の1以上の果肉粒であること。ただし、原形の2分の1以下の果肉粒の混入は固形量の15%以内とする。」

(2) 品質基準を維持するため抜取検査及び市販品の買取り検査を行なう。抜取検査は、内販向みかん缶詰品質検定実施要領による。

(3) 4号缶にはブローカンを詰めないこと。

(4) 統一意匠関係

(1) 図柄はレーベル見本の通りとし、ブランドは個々のものを使用する。

(2) 色数は3色で

赤 オレンジ 緑か

藍 オレンジ 緑のいずれかとする。

(3) ブランド、トレードマーク、会社名、住所、説明文は必ず同じ色（赤か藍のいずれかにする。）とし、みかん図柄にかかるないようにする。

(4) 説明文は次のように改める。

「本品は身割れの果肉（ブローカン）を詰めたお徳用品です」

(5) 白濁防止剤を使用しない場合は、「合成糊料添加」の文字は印刷しないよう製缶会社に申し入れること。

(6) 統一意匠を使用するため他社ブランド空缶混入の恐れがあるので、使用前に混入の有無を点検願いたいと製缶協会より申し入れがあつた。

(7) 適正価格で販売を行なう

適正価格で販売ができるよう地域別或いはブランドのグループ別にまとまつて話しをすること。

また工業組合はこの件につき全缶協と話しをするものとする。

別 紙

内販向けみかんブローコンの品質基準

1. ブローコンは併用品（合成甘味料添加品）で、糖度は10%以上であること。
2. 原形の2分の1以上の果肉粒であること。ただし、原形の2分の1以下の果肉粒の混入は固形量の15%までとする。
3. 種子、じょうのう膜、すじその他のきよう雜物はあまり目立たないものであること。
4. 固形量、内容總量及びその他の事項については日本農林規格及び食品缶詰の標示に関する公正規約によること。

別 紙

非認定工場のJASマーク印刷かんの 使用を認める場合の取り扱い（案）

昭和44年9月18日

財団法人 日本缶詰検査協会

- A 非認定工場（認定工場になつていない工場をいう。以下同じ。）が他社（商社、問屋又は製造者をいい、以下「親会社」という。）ブランドのJASマーク印刷かんを使用する場合。

1. JASマーク印刷かん使用承認申請書の提出

非認定工場が、親会社のブランドのJASマーク印刷かんを使用し

ようとするときは、事前に、親会社のJAS製品の発注書（又は親会社とのJAS製品の委託製造契約書）のコピー及びJASマーク印刷かん（かんの印刷プレート又はそのコピー等で標示の検査に使用できるものであればよい。）を添えた「JASマーク印刷かん使用承認申請書」を、親会社と連名で所轄検査所長あて提出する。
かん蓋にJASマークを印刷したものを使用する場合も同様とする。（ただし、かん蓋とかん胴の標示の検査ができるものを添付する。）

2. JASマーク印刷かんの使用の承認

検査所長は、標示事項がJASに適合しており、申請内容が妥当であると認めたときは、その使用を承認する。

3. JASマーク印刷かん入荷通知書の提出

非認定工場は、JASマーク印刷かん（空かん）が入荷したときは、製缶会社の納品書（又は親会社からの空かんの出荷案内）のコピーを添えた「JASマーク印刷かん入荷通知書」を所轄検査所長あて提出する。

4. JASマーク印刷かん使用承認申請書変更の届出

1による使用承認申請書に変更があつたときは、非認定工場は親会社と連名で直ちに所轄検査所長あて届出る。

5. 非認定工場の義務

非認定工場は、JASマーク印刷かんの受扱が直ちにわかるよう帳簿に記載すると共に、それらの証拠書類として、JASマーク印刷かんの製缶会社からの納品書（又は親会社からの空かんの出荷案内）親会社からのJAS製品の発注書（又は親会社との委託製造契約書）JAS製品発送先からの受領書等の書類を、検査協会が隨時点検できるよう常に整備しておくこと。

B 非認定工場が自社ブランドのJASマーク印刷かんを使用する場合

1. JASマーク印刷かんの製造承認申請書の提出

非認定工場が、自社ブランドのJASマーク印刷かんを作ろうとするときは、事前にかんの標示のデザインを添えた「JASマーク印刷かん製造承認申請書」を所轄検査所長あて提出する。
かん蓋にJASマークを印刷する場合も同様とする。

2. JASマーク印刷かん製造の承認

検査所長は、標示その他がJASに適合しているときは、その製造を承認する。

3. JASマーク印刷かん使用承認申請書の提出

非認定工場は、1によつて承認を受けたJASマーク印刷かんを使用するときは、製缶会社の納品書のコピー及びJASマーク印刷かん（かんの印刷プレート又はコピーでも良い。）を添えた「JASマーク印刷かん使用承認申請書」を所轄検査所長あて提出する。

4. JASマーク印刷かん使用の承認

検査所長は、1と3とを照合し、申請書及び添付書類に異常がないときは、これを承認する。

5. JASマーク印刷かん製造承認申請書及び使用承認申請書変更の届出

1による製造承認申請書及び3による使用承認申請書に変更があつたときは、直ちに所轄検査所長あて届出る。

6. 非認定工場の義務

非認定工場は、JASマーク印刷かんの受扱が直ちにわかるよう帳簿に記載するとともに、それらの証拠書類として、JASマーク印刷かんの製缶会社からの納品書、JAS製品の販売先からの受領証等の書類を、検査協会が隨時点検できるよう常に整備しておくこと。

内販向けみかん缶詰品質査定実施要項

みかん缶詰内販対策申合せ事項の内ホール品、プローカン品の品質の査定については次の方法によつて行なう。

1. ホール品について

- (1) 各自その品質管理を徹底し、日本農林規格(J A S)に定められた格付に合格するものを製造し J A S マークの価値を高めることに一層努めること。
- (2) 市販品を隨時組合が買取り、必要な地において開缶展示し、関係者に供覧する。

この場合の品質査定は組合において依頼した審査員によつて行ない、不適格品についてはその旨該当者に通知し、注意を喚起するものとする。

2. プローカン品について

- (1) 組合が定めたプローカンの品質基準に基いて製造を行なうこと。
- (2) 本品の品質査定については組合は次の二つの方法によつて行ない、不適格品についてはその旨該当者に通知し、注意を喚起するものとする。

(1) 抽出による方法

各製造工場はその月の 1 日から 15 日迄及び 16 日から月末迄に製造した製品中より適宜 3 かん宛抽出し、当該月の 15 日と 30 日迄に別記の最寄りの日本缶詰検査協会検査所又は、組合が定めた場所へ到着するよう送付して品質査定を受けるものとする。

開缶の成績は、その都度該当者に通知するものとする。

ただし、検査所による品質査定は 1 回(3 かん)につき 1,500

円の依頼鑑定料を納入するものとする。

(a) 市販品による方法

この方法はホール品と同時に同じ方法によつて行なう。

別 記

試料送付先

(所 在 地)	(名 称)
仙台市東二番丁106、丸昭産業ビル内	日本缶詰検査協会 仙台検査所
東京都中央区京橋3の11、近代ビル3階	" 東京 "
横浜市中区北仲通2の15	" 横浜 "
清水市日の出町1の4	" 清水 "
神戸市生田区加納町6の16	
日本輸出雑貨センター神戸集合検査場内	" 神戸 "
北九州市門司区浜町2の10、瑞穂ビル内	" 門司 "
長崎市出島町2の25	
農林省輸出品検査所長崎分室內	" 長崎駐在所

普 及 宣 伝 部 会

日 時 昭和44年9月30日 13.30～15.00時

場 所 株 北洋 商 会 7階会議室

議 題 ① 「缶詰食べましよう週間」経過報告の件

② 「缶詰食べましよう週間」収支決算報告の件

③ 共同宣伝経過報告の件

④ そ の 他

※ 部会討議の概要

1. 収支報告について

全缶協の本年度普及宣伝活動の主たる行事として「缶詰食べましよう週間」を7月に実施したが、初の試みであつたにもかかわらず、協賛メーカーの協力と会員各位の努力により成程裡に終了することができた。本部会ではその経過、収支決算の報告と来年度の実施についての検討が行なわれたが、次年度はさらに予算を拡大し、より効果的に「缶詰食べましよう週間」を推進するの方針が打ち出された。

なお協賛メーカーにはこの収支決算を速かに報告することになつた。

収支決算内容は次の通り。

「缶詰食べましよう週間」収支報告

1) 総 支 出 額

予 算 額	7,000,000 円
支 出 額	-6,756,885 円
対 比 減	243,115 円

2) 予 算 額 内 訳

全缶協拠出	3,500,000 円
協 賛 金	3,500,000 円

3) 収 入 内 訳

全 缶 協	3,500,000 円
メ ー カ ー 協 賛 金 (128 社)	+ 2,925,000 円
	6,425,000 円

4) 支 出 明 細

支 出 額	6,756,885 円
	- 6,425,000 円 <協 費 全缶協宣伝費拠出 3,500,000 円 金 2,925,000 円)
全缶協予算外支出	331,885 円

2. 「缶詰食べましょう週間」次年度実施について

アンケート結果によるとほとんどが来年度も「缶詰食べましょう週間」の実施を希望しており、この運動に大きな期待を寄せていることが判るが、本年度の宣伝活動が効果を挙げることが出来たのは抽象的な宣伝でなく直接消費につながつた具体的宣伝であつたことによる。たゞ予算の関係から 缶切の数量が総数 125 万個と限定され 数量的に会員店の要求を十分に満すことが出来ないといつた面があつたことは事実で、アンケートの結果でも「実費負担してもよいから 数量をもつと多くしたい」との希望が約半数に達している。そこで来年度も引き継ぎ実施することを確認するとともに、次回はもつと予算を拡大して、缶切の数量を増やしました、希望の会員店には実費負担による缶切の配布方法も検討していくことになつた。また宣伝時期を春の需要期にとの希望が多く、来年度は全国一齊に 5 月の連休を目標に作業を進めることになつた。

なお、ポスターについてはもつと大阪としその外に期間中京浜、中京、京阪神地区を中心に「缶詰食べましょう週間」の実施を知らせる車内中吊広告の実施も検討していくことなどの希望も述べられた。

業界記者会見

日 時 昭和 44 年 9 月 30 日 15:00 ~ 16:00 時

場 所 株北洋商会 7階会議室

内 容 ① 「缶詰食べましよう週間」実施結果につき記者発表
② そ の 他

※ 発 表 会 の 概 要

普及宣伝部会終了後、業界記者10社を招き、浅井会長、中山、野田副会長、北田専務理事が記者会見し、「缶詰食べましよう週間」の実施結果につき発表を行なつた。

まず北田専務理事からアンケート結果についての報告と、この宣伝が多大の成果を挙げた旨の説明を行ない。次いで浅井会長から来年度の「缶詰食べましよう週間」実施について大要次のような発表があつた。

『「缶詰食べましよう週間」は、全缶協の普及宣伝活動として初めてのことろみであつたが、幸にして成功をおさめた。この結果につき会員店、スーパー、小売店にアンケートをとつたが、そのほとんどが来年度も実施を希望しており具体的にはまだ決つていないが、来年度も引き續いて実施していく考え方である。今回も実費負担するから缶切を多くしたいとの希望がかなり寄せられたが、これは当初の計画になく、時間的に缶切の在庫が間に合わないといた事情もあつて、125万個と限定したが、次年度は、全缶協、協賛メーカーからの700万円の他にこの催しにより輸入缶詰もおかげをこうむるわけであり、パイン缶詰関係の4団体からも協賛を得て予算を大巾に増したいと考えている。次年度は缶切の実費負担を受けるとなると缶切の数は230～250万個になろう。従つて總予算1,400万円程度のキャンペーンが展開されることになろう。宣伝方法についてはことしの筋書きは変えないがP.O.P.はもつと大版のポスターとして期間中は少なくとも京浜、中京、京阪神地区には車内中吊広告を採用したい。実施時期はことしは7月1日、中部以東

7月10日関西地区と別けたが、来年度は全国一斉に実施し、一応5月1日スタートを目標に作業を進めていく予定である。』

44年度缶詰キャンペーンの中間報告

(昭和44年8月31日現在)

製鉄、製缶、缶詰製造業者、同販売業者が一体となつて3年間にわたり展開されている缶詰共同宣伝は第2年目を迎え、名称を缶詰キャンペーンとし、本年6月から向う1年間を期間として、テレビを軸とした普及運動に入っている。すでにスケジュールはその半分を消化した段階であるが8月31日現在までの経過等につき整理して見ると次の通りである。

※ 44・缶詰キャンペーンの概要

(1) 目的

若年層婦人を中心とした、一般消費者を対象に缶詰のもつ便利性、その他
の長所、利点を広く普及啓発し、需要の拡大をはかる。

(2) 会の名称

缶詰キャンペーン委員会

(3) 会の住所

東京都千代田区丸の内2-2 社団法人日本缶詰協会内

(4) 実施時期

昭和44年6月1日～同45年5月31日の1年間とし、中元、歳暮シーズンに山場をおき、レジャーシーズンにも力を入れたキャンペーンを行なう。

(5) 実施地域

京浜、中部、京阪神地域に重点をおきながら、番組により全国的にも P R する。

(6) 予 算

1億3,000万円

(7) 手段、内容

テレビを中心とした以下のキャンペーンを実施中

(テレビ・スポット)

中元期(15秒のコマーシャル。フィルム使用)

496回放映

東京・221回(NTV・6/25~7/6 69回)

TBS・6/25~7/5 105回

CX・7/1~7/5 13回

NET・6/25~6/30 34回

名古屋・143回(THK・6/25~7/15 68回)

CBC・6/25~7/15 75回)

大阪・132回(KTV・7/5~7/25 132回)

歳暮期(11.1~12月に実施予定、内容未定、検討中)

(テレビ番組提供)

イ. TBS・19局ネット "Q&Q" 6/30~8/15 (12.00~12.45)

2週に5回、18回放映

ロ. CX・17局ネット "タワーバラエティ・勝抜スピードクイズ" 8/1~

8/29 (14.00~14.30) 2週に5回、11回放映

ハ. 10~12月に実施予定(専門委員会を組織し、広告代理店と協議選定中)

(テレビ番組タイアップ)

広告代理店を通じ、条件のよい局制作番組に制作費の一部補助または缶詰の現物提供等により、缶詰利用法を普及するなどタイアップする方法で進

めている。

既に実施したものは次のとおり

- イ. K T V . 3 局ネット " ナイトショー " 5/27(23.00 ~ 24.00)
- ロ. T B S . 1 8 局ネット " 川崎敬三のお屋で会いましょう " 6/5
(12.00 ~ 12.40)
- ハ. K T V " お台所入門 " 7/3~81 (木曜日 10.35 ~ 10.45) 5回
- ニ. T B S . 1 2 局ネット " 東芝日曜劇場 " 6/29 (21.30 ~ 22.30)
- ホ. T B S . 2 0 局ネット " 待つてますわ " 7/16. 7/23 (21.30 ~ 22.30) 2回
- ヘ. C X . 1 2 局ネット " 火曜劇場 " 7/1 以降毎火曜日 (22.00 ~ 22.45)
- ト. T B S . 1 2 局ネット " 孤独のメス " 7/14 (22.00 ~ 23.00)

なお、その他については広告代理店より次のような企画が進められています。

1. N T V . 2 0 局ネット " 青島のワイドショー " 9/12 (12.30 ~ 13.30) 1 時間を缶詰番組で企画
2. N H K . 全国ネット " 生活の知恵 " 学術的テーマの企画で交渉中
3. その他各民放の自主制作番組について検討し、価値あるものを選定タイアップする。

(パンフレット制作)

A 6 版変形 (20cm × 20cm. 4 色 10 頁、 2 色 10 頁、全 20 頁) 15 万部制作中

表題 " いつでもどこでもハイ缶詰 " 内容は缶詰もの知り帖とし、缶詰 5 分間料理 4 種、 10 分間料理 2 種、 15 分間料理 4 種、 20 分間料理 2 種の 12 をカラー写真と作り方で示し、対話形式による缶詰の知識集 19 問を載せ、消費者の理解を深める。

配布先は、朝日女性教室その他の缶詰料理講習会、展示会、各地消費者セ

ンターにて配布するほか、関係企業従業員にも配る予定。

完成予定は9月下旬

(映画制作)

専門委員会にて企画中

(雑誌)

婦人生活の5ヶ月間連載、缶詰記事特集(下記)にタイアップして、缶詰業界より特別割引料金(割引分は缶詰キャンペーン委員会が、キャンペークマークを付することで負担する)にて協賛広告を募集する。

イ. 特集内容

10月号(4色カラー3頁、本文活版2頁、「食卓を楽しくする缶詰料理」)

11月号(本文活版3頁「家計と缶詰」)

12月号(4色カラー3頁、「缶詰でホーム・パーティを豪華に」)

新年号(グラビア4頁、本文活版2頁、「缶詰便利帖」)

2月号(本文活版3頁、「缶詰利用者の声」)

ロ. 協賛広告料金

4色カラー1頁: 定価85万円を65万円(20万円・委員会負担)

グラビア1頁: 定価55万円を45万円(10万円・委員会負担)

(記者会見)

一般紙、雑誌、放送局、業界紙の記者ならびに主要消費者団体等を招いて、缶詰料理の試食と缶詰業界が当面する諸問題について話し合いを行ない、缶詰産業に対する理解を深める。

期日 未定

会場 ホテルニューオータニ

(始めに予定した消費者参加の缶詰パーティーは切り離しして別途に行なうよう研究中)

(フルーツショー)

朝日新聞社主催で小田急沿線の向ヶ丘遊園を会場として、9月13日から11月16日の約2カ月間、開催されるもので、本年は同園のメインホール前に独立の缶詰館を設営して下記により、期間中の同園入場予定者約50万人を対象に缶詰のPRを行ないます。

イ・缶詰館：園内中央の大ホール前に、缶詰を造形した約30坪の円筒型、缶詰館を建設

ロ・缶詰料理の試食：外面にカウンターを作り、フルーツ缶詰を材料とした缶詰料理の無料試食会を行なう。

（期間中の土曜、日曜、祭日の入場者に1日1,000名を限度として2万名を対象に実施予定、使用缶詰は背部の棚に陳列展示する。）

ハ・内部展示：各社より提供された県実類缶詰約1,000個のマス展示と、缶詰製造工程、その他のパネル展示を行なう。

ニ・巻締実演：入場者を対象に自動巻締機による巻締実演を行なう。希望者は、お好みの物を詰めてあげる。（お楽しみパック、またはお好みパックとする）この巻締機の据付け位置は、パネルの缶詰製造工程のシーマーの部分に結び付ける（またテープコーダーで製造の説明をする）

ホ・内部ディスプレイ：館内中央に缶詰のオブジェを造型し、点滅式豆電球を飾つて外部からよく目につくようにする。

ヘ・その他：10月12日に朝日主催の全国カメラフェスティバルを行ない、大ホールおよび缶詰館を被写体にする。

また、朝日新聞社および小田急電鉄の直接広報のほか両社から他の報道機関にPRし取材を依頼する。

（朝日女性教室）

朝日新聞社東京本社が、その読者婦人層を対象に行なう。教養講座にタイアップして、著名人の講演と缶詰料理講習を結びつけ、本年8月から明年3月までの8ヶ月間に40回の朝日女性教室を開催し、利用方法の普及を

行ないます。

イ. 名称：朝日女性教室

ロ. 主催：朝日新聞社東京本社

ハ. 協賛：缶詰キャンペーン委員会（対外的名義は日本缶詰協会）

ニ. 後援：各県市町村教育委員会、全国食生活改善協会、各県市町村農協婦人部

ホ. 対象：首都圏および近県中小都市の家庭主婦を中心とした婦人層

1回の参加受講者数は約150名

ヘ. 期間および実施回数：昭和44年8月より45年3月・40回（開催予定期表参照）

ト. 講演予定者：（医学関係）石垣純二、近藤宏二、杉靖三郎、ドクトルヂエコ、古沢嘉夫、浅野秀二、川崎憲一、千葉保之、水野肇、村松博雄、奈良林祥、など

（その他）東畠朝子、黒田初子、吉沢久子、犬飼智子、高田ユリ、高木美千子、森村桂、神山恵三、紅林武夫、竹腰美代子、小野清子、池田敬子、高田とし子、上坂冬子、など

チ. 缶詰料理指導：日本缶詰協会講師・納富則夫
(司厨士協会タイアップ)

全日本司厨士協会とタイアップの事業計画につき交渉中

（先方より本年は、東京で各地区支部による缶詰料理研究班との徹底討論会と、名古屋、北九州、博多の3地区で昨年のような缶詰料理研究会を行なう案が提案されている。）

（調査）

調査項目および期間、地域等検討中

フルーツショー開幕

朝日新聞社主催、第2回フルーツショーは小田急向ヶ丘遊園で9月13日から11月16日まで約2カ月間にわたり開催されるが、開幕日の9月13日には後援の農林省、東京都、神奈川県、川崎市、インドネシア大使館、協賛の缶詰キャンペーン委員会ほか果実生産県その他団体ならびに報道関係者を招いて、盛大に開会式が挙行された。

缶詰キャンペーン報知

(朝日女性教室)

缶詰キャンペーンの一環として朝日女性教室は8月から各地区で実施され各会場とも有名人の講演と缶詰料理講習会などで有効な缶詰のPRが行なわれてきたが、10月の日程は次の通り開催される。
なお今回は第2回フルーツショウ開催中の向ヶ丘遊園地においても行なわれる。

(10月の日程)

日	曜日	会 場	(1 : 0 0 ~ 2 : 0 0)	(2 : 0 0 ~ 3 : 0 0)
13	月	真岡市台町 4167-1 芳賀教育会館 (02858-8214)	これから の 主婦像 有 馬 真喜子 (評 論 家)	秋 の な べ 料 理 納 富 則 夫 (日本缶詰協会評師)
14	火	足利市家富町 2225 足利トリコット会館 (0284-4-0151)	おかつてからキッchenへ 犬 飼 智 子 (家事評論家)	同 上
15	水	館林市大字谷越 1777 群馬銀行館林支店 3F ホール (02767-2-1120)	主 婦 の 魅 力 儀 萌 子 (評 論 家)	同 上
16	木	佐波郡玉村町字飯倉甲-59 芝根小学校体育馆 (027065-2-663)	女性に多 い 病 気 古 沢 審 夫 (都立墨東病院 々長)	同 上
17	金	茨城県結城市石下町本石下 85 石下町中央公民館 (029742-2507)	■ 5 分間体操で健康美を ■ 紅 林 武 男 (体操指導家)	同 上

向ヶ丘遊園・フルーツショウヴ

月日	会場	①	②	③
10/18 土	向ヶ丘遊園 フルーツショウ会場	1:00~1:40 くだものア・ラ・カルト 不室直治 (千足屋・支配人)	1:40~2:30 リンゴとミカンを使つたおやつ 納富則夫 (日本缶詰協会講師)	2:30~3:20 カクテルで楽しもう サントリ一萬博ガールズ
11/1 土	同 上	世界のくだもの 食べあるき バーバラ・寺岡 (料理研究家)	同 上	同 上

[テ レ ビ]

(日 時) 日曜日午后2時30分より45分まで15分間

10月5日より12月28日まで

(放送地域) 東京、名古屋、大阪、福岡、北九州(以上フジテレビ系列)
札幌、仙台については、目下折衝中

(番 組) 「チータ思い出の歌」

健全な人生を歌つて老若男女すべての人々に愛されるチータ
水前寺清子の生活を追うルポの中に彼女のレパートリーを思
い出の歌として、ちりばめたものです。

(C M) ⑧「最適な日曜日」(アニメーション作品)

「何時でも何処でもハイ缶詰」をテーマにアニメで楽しく
訴える C M

⑨缶詰知識コーナー

「缶詰企業案内」(毎週変ります)

缶詰材料の資源保護、収穫から加工、チェックの段階まで
を背景に、缶詰企業と缶詰のもつ特性を十二分に云いつく
す解説的 C M

パイン缶開缶研究会の開催

パイン缶詰開缶研究会は次の要領にて開催される。

1. 目 的

パインアップル缶詰の需要は年々増大を見せておるが、その品質の向上
と規格の維持は消費者はもとより輸入並びに販売に携わる者にとつても
重要な関心事である。

現在輸入されておる諸地域産品を一堂に集め、開缶審査してその結果を

関係業者並びに消費者に披露し、必要に応じては原産地関係者にも通報する。

2. 主 催

日本パインアップル輸入協会

沖縄パインアップル缶詰輸入協会

後 援

財団法人 日本缶詰検査協会

協 賛

全国パインアップル缶詰内販会

3. 期 日

昭和44年10月28日(火)

午前 9時～正午 審 査

午后 1時～4時 一般公開

4. 場 所

大阪市東区京橋1丁目7

株大阪マーチャンダイズ・マートビル 2階

T E L 943-2010

5. 実施要領

(1) 出 品 物

現在輸入され市販されておる製品を主体として蒐集し、参考品として
国内パック品も出品する。

(2) 蒲 集 方法

出品物は總て市販品とし、規格、缶型、製造工場、製造月日の同一の
ものを夫々2缶宛買上げる。

(3) 出 品 点 数

60点前後とする。

(4) 審査員

農林省農林經濟局並びに財團法人日本缶詰検査協会に委嘱する。

(5) 審査方法

審査員協議により決定した方法による。

(6) 審査講評

審査終了後同会場で審査員より講評願う。

会 員 消 息

[会社合併]

※ 株北洋商会（本社東京）と山田商事株（本社名古屋）の両社は、10月1日をもつて合併し新に北洋商事株として発足することになった。
合併後は旧山田商事株は新会社の名古屋支社として従来通り中部地区の営業を担当する。なお新会社の役員は下記の通りである。

取締役会長（代表取締役）	川 口 順次郎
取締役社長（代表取締役）	浅 井 二 郎
取締役副社長（代表取締役）	和 気 正 夫
常務取締役（販売担当）	竹 崎 知 美
常務取締役（總務・経理担当）	慶 田 勇 吉
常務取締役（名古屋支社長）	福 田 寛 人
取締役相談役	高 橋 香 睦
取締役（名古屋支社副支社長 商品部長兼販売第二部長）	依 田 寿 夫
取締役（本社販売第二部長）	田 川 博 達
取締役（本社總務部長）	武 衛 穂 介
取締役（名古屋支社販売第一部長）	黒 田 超 生

取締役（名古屋支社商品管理部長）	山 田 曜 市
取締役（名古屋支社経理部長）	飯 塚 武 則
取締役（本社販売第一部長）	加 藤 栄一郎
取 締 役	野 田 喜三郎
取 締 役	角 田 升
監 査 役	角 野 七 蔵
監 査 役	緒 方 季三郎
監 査 役	池 田 松 一

新会社の本社、支社、支店等は次のとおりである。

本 社 東京都中央区日本橋通3丁目8番地

郵便番号 103

電話番号 東京(03)278-7611(大代表)

名古屋支社 支社長 常務取締役 福田 寛人

副支社長 取締役 依田 寿夫

名古屋市熱田区八番町7丁目1番の1

郵便番号 456

電話番号 名古屋(052)651-8151(大代表)

静岡営業所 静岡市北番町78番地の1

(日本紅茶株内)

郵便番号 420

電話番号 静岡(0542)71-5725

長野支店 支店長 山崎 明

長野市若里 長野中央市場内

仙台支店 支店長 丸山 五郎

仙台市名掛丁91番地

札幌支店 支店長 驚 谷 敬 之

札幌市北二条西4丁目1番地

※ 森永商事株では10月1日をもつて森永製菓㈱に合併する。

この合併により生販一体となり充実した新機構をもつて菓子・食品業界における内外の競争に対処し事業拡大発展に努力していくことになった。

関 係 団 体 報 知

[事務所移転]

※ 日本農産缶詰工業組合の事務所を10月1日から下記に移転する。

新事務所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番地

ロビソンビル 8階

新電話番号 241局 6782・6788

※ 社団法人全国トマト工業会の事務所が9月1日から下記住所に移転した。

新住所 東京都中央区日本橋通2丁目4番地 富田ビル

電話 271局3051番

[電話番号変更]

※ 太平洋貿易㈱(東京都千代田区丸ノ内2丁目2番地)の電話番号が9月

10日より変更した。

新電話番号 213局3471(大代表)-3482

第1回公取委との広告、表示問題懇談会

日 時 昭和44年9月9日 13:00～16:00時

場 所 銀座電通ビル 8階ホール

主 催 社団法人 全日本広告連盟

内 容 表示に関する公正競争規約を中心の懇談

☆ ☆ ☆

第1回公正取引委員会との広告、表示問題懇談会が全日本広告連盟主催で開催されたが、この懇談会は今後業界における広告表示の自主規制を高め、広告文化の向上に資する意味で開かれたもの。

出席者は公取委の委員長をはじめとし事務局長、取引部長、景品表示課長、同補佐、その他行政機関からは経企庁、厚生省、通産省、農林省、建設省の各担当課長。すでに表示に関する公正競争規約を制定している取引協議会からは10団体の関係者が出席、外に公正競争規約検討中の業界20団体の代表者も参加した。なお全国食品缶詰公正取引協議会からは3常任理事が出席し、規約実施の状況と今後の運営方針等につき説明した。

食品衛生法政、省令改正説明会

9月26日午後1時より社団法人日本食品衛生協会主催で同会館5階において食品衛生法政、省令改正に伴う説明会が開催され、専務理事が出席した。

